

狛江市新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針(令和3年4月24日発表)

宣言の発令並びに狛江市における感染状況を踏まえ、これまでの課題に照らし合わせて、各施策を用いて感染拡大を防ぐため、人の移動の抑制を強く推し進める。

なお、大型連休中であっても市民の健康と生活を最優先に考え、医療従事者、市民、事業者、市役所等が一丸となって狛江市の感染拡大を防止する。

1. 市民サービスの提供

窓口業務等における手続、相談などについて昨年4月の緊急事態宣言時の対応内容に合わせる。大型連休中であっても、市民の健康と生活の維持を最優先に取り組むこと。

2. 学校、保育園、学童保育所等の継続

文部科学省が学びの保障のため、教育の停滞はしない方向を示していることから、必要な環境や条件のもとに学校での授業を継続する。保育園、学童保育所等は、家庭保育の要請を再度行うこと。

3. 公共施設について

基本的には、不要不急の外出を控えることを前提に、すべての施設について休館とすること。なお、使用料については、緊急事態宣言を理由としたキャンセルについて、使用料等の返還を行うこと。

4. イベント、催物について

基本的にイベントはすべて中止とすること。

5. 発熱外来、PCR検査センター、休日診療

市民がわかりやすい案内を行い、医師会と協力して医療提供体制が停滞することを防ぐこと。

6. 新型コロナウイルスワクチン予防接種

新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化抑制に向けた重要な柱であるため、ワクチン予防接種の準備は継続し、接種会場の感染防止対策を徹底して実施すること。

7. 広報活動

広報こまめ、公式ホームページ、フェイスブック、ツイッターを活用し、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、三密の回避、健康チェックの実施など、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させない対策のほか、休日診療の情報などの市民にわかりやすい情報提供を行うこと。

8. 公共工事

公共工事については、緊急時を除き休止を基本とすること。

9. 職員勤務体制について

在宅勤務（ZXYのテレワーク施設での勤務を含む）、休暇の取得等により、職場への出勤者数は最小限とすること。併せて、職員の健康管理感染対策を徹底すること。

なお、在宅勤務の実施にあたっては、これまでの実績を踏まえ、十分な効果が得られる業務を整理した上で実施すること。